

相模原市剣道連盟級位審査規定

(総 則)

第1条 この規定は、相模原市剣道連盟規約第4条に基づき、級位の審査について定める。

第2条 級位は7級から1級までの7階制とし、剣道に関する総合的实力に応じて与えられる。

(資 格)

第3条 級位を審査する者は、次の資格を併せ有しなければならない。

- (1) 本連盟の所属会員であること。
- (2) 次の月数を経過し、かつ年齢（学年）にかなうこと。

級 位	修業年限(月数)	学 年
7 級	前級位受有後 6 か月を経過した者	幼児
6 級		小学 1 年生
5 級		小学 2 年生
4 級		小学 3 年生
3 級		小学 4 年生
2 級		小学 5 年生
1 級		小学 6 年生

2 前項の規定にかかわらず、会長が別に定める場合においては、この限りではない。

第4条 本連盟が実施する級審査会の受験料は、1級から7級まで2,000円とし、合格者には、神奈川県剣道連盟が発行する合格書を交付する。尚、1級受験者で2級の資格なき者は、その都度受験料とは別に仮登録手数料として2,000円を納めることで受験することができることとする。但し、受験対象者は中学生以上とする。

第5条 審査会は、別に定める審査委員5名をもって構成し、3名以上の同意により合格とする。

第6条 審査委員は、本連盟の理事及び会員の剣道称号受有者より、理事の互選又は会長の推薦により理事会において決定し、任期は2年とし再任を妨げない。

第7条 審査委員は、次の定める「級」ごとの基準内容により審査する。

7級・審査基準及びその留意点

【基本動作】	審査基準	その留意点
受審者整列	礼の位置に整列・受審者は、5～6名をグループとして審査する	
礼	提刀・さげとう	弦を下にして自然にさげる
構え刀 (かまえ・とう)	<ul style="list-style-type: none"> ・左手を腰に引き付けて帯刀の姿勢となる。 ・右足をわずかに(半歩)出し竹刀を抜きつつ蹲踞する。 ・中段に構える。 	弦が上になっている
足さばき・送り足	1・前へ(ヤアー) 2・前へ(ヤアー) 3・4 5・後へ(ヤアー) 6・後へ(ヤアー) 7・8	移動するときに『ヤアー』と発声させる 〔2往復〕
面の三挙動	1の号令で、大きく振りかぶる。 2の号令で、一步前進しながら面の高さに振り下ろす。 3の号令で、一步後退しながら、中段となる。	面を打つと同時に『面』と発声させる。 〔5本〕
前進後退正面打ち	<ul style="list-style-type: none"> ・大きく振りかぶり一步前進しながら正面を打つ。 ・そのまま一步後退しながら大きく振りかぶり正面を打つ。 	面を打つと同時に『面』と発声させる。 〔10本〕
踏み込んで正面打ち	<ul style="list-style-type: none"> ・『ヤアー』の発声と同時に大きく振りかぶり、踏み込みながら『面』と発声しながら正面を打つ。 ・打突後、擦り足で前進し振り向いて中段に構える。 	〔4本〕
構え	構え・中段に	
納め刀	<ul style="list-style-type: none"> ・中段に構えたまま蹲踞する。 ・蹲踞の姿勢から左腰に竹刀を納める。 	弦が下になっている
	<ul style="list-style-type: none"> ・帯刀の姿勢のまま左足より一步後退して堤刀にする。 	
礼	<ul style="list-style-type: none"> ・堤刀の姿勢のまま 	整列をみはらかって
		退場

相模原市剣道連盟級位審査基準及び規定

平成 26 年 4 月 1 日追施行

級 位	審査基準及びその留意点
6 級	<p>基本技：面を 2 本 大きく振りかぶり、打突する姿勢・掛け声に元気がある。 相対動作：稽古及び試合の運びが自分の意志によりある程度できる。 [対象学年：小学 1 年生以上]</p>
5 級	<p>基本技：面 2 本⇒小手面 2 本 相対動作：基本打突の攻防ができ、自分の打てる間合いから竹刀の打突部（中結より先）で踏み込み・打突・掛け声・打ち抜けなどの一連の基本動作ができる。 [対象学年：小学 2 年生以上]</p>
4 級	<p>基本技：面 2 本⇒小手面 2 本⇒小手胴 2 本 相対動作：打突の機会をとらえて、一足一刀の間合いから基本打突や連続技を積極的に繰り出すことができる [対象学年：小学 3 年生以上]</p>
3 級	<p>基本技：切り返し→「動作を大きく正確」に「ゆっくり確実に」に、リズムカルに行うことができる。 相対動作：間合いの攻防の中から相手の動きをとらえて、先に仕掛けて打突することができる。 木刀による剣道基本技稽古法：「基本 1 から 4 まで」 (実技合格者を対象に実施する) [対象学年：小学 4 年生以上]</p>
2 級	<p>基本技：切り返し→左拳が頭上まで大きく振りかぶり・振り下ろし・竹刀を振る動作と足捌きのリズムとタイミングが合っている。 相対動作：気合が充実して自分の有利な間合いから効果的な技を積極的に仕掛けて打突ができ、残心が見られる。 木刀による剣道基本技稽古法：「基本 1 から 6 まで」 (実技合格者を対象に実施する) [対象学年：小学 5 年生以上]</p>
1 級	<p>基本技：切り返し→大技で速さと迫力があり、正確で滑らかな打ち返しができる。 相対動作：気剣体一致・充実した氣勢・体捌きなど相手の動きに対応して技を出し打突の機会をとらえて打突し残心がある。 木刀による剣道基本技稽古法：「基本 1 から 9 まで」 日本剣道形：「太刀の形 3 本目まで」 (実技合格者を対象に実施する) [対象学年：小学 6 年生以上]</p>

(附 則)

1. 第3条(2)の年齢(学年)の適用については、昭和61年4月1日から施行する。
2. この規定は平成7年4月1日から施行する。
3. この規定は平成11年4月1日から施行する。
4. この規定は平成22年4月1日から施行する。
5. この規定は平成28年4月1日から施行する。
6. 第4条の「本連盟が実施する級審査会の受験料は、1級から7級まで2,000円」は、令和3年3月の級審査会において「2,000円」を「1,000円」とする。
7. 第4条の「本連盟が実施する級審査会の受験料は、1級から7級まで2,000円」は、令和3年9月の級審査会において「2,000円」を「1,000円」とする。
8. 第4条の「本連盟が実施する級審査会の受験料は、1級から7級まで2,000円」は、令和4年3月の級審査会において「2,000円」を「1,000円」とする。